

新生児委託のご案内

東京都では、養子縁組里親への新生児委託に取り組んでいます

目的とメリット

- 赤ちゃんが生後間もなくから特定の養育者との間に愛着関係を築くことができる。
- 早期に法律上も安定した親子関係を構築できる。
- 親としても、生後間もなくから養育でき、愛着の基礎を築く生後半年までの期間を一緒に過ごすことができる。

対象になる方

- 東京都の養子縁組里親として登録中、登録手続き中の方（追加で新生児里親向けの研修や面接が必要です）
- ご夫婦ともに 45 歳以下の方
- 赤ちゃんを選ばず受け入れてくださる方
- 赤ちゃんのご紹介後、速やかに赤ちゃんを受け入れる準備のできる方
- 生後半年間は育児に専念できる体制がとれる方などの要件があります。

新生児の里親さんへの支援

- 赤ちゃんの発達や子育て、養子縁組の手続きなど、いつでも児童相談所に相談できます。
- 新生児委託推進員という専門職員が中心となり、赤ちゃんとの交流や受託後の家庭訪問など、様々な場面でサポートします。
- 赤ちゃんの受け入れにあたり、育児用品の貸出や支給のサービスがあります。
- 養子縁組成立後も、新生児里親サロンや乳児院のイベントなどで、相談や親子交流の機会があります。

新生児里親さんたちの声

事前の研修で、しっかり心の準備ができた。

初めての育児であったが、家に赤ちゃんが来た後も、スタッフが一緒に育児について考えてくれたのがありがたかった。

乳児院での宿泊研修は、すぐそばに頼れる人がいる、という安心感があって心強かった。

子どもが生まれてからの人生のほとんどを知っている、ということが親としての自信につながった。

「東京里親ナビ」に新生児里親さんの体験談が載っています。

ぜひご覧ください！



本制度に関するお問合せ先

児童相談センター相談援助課新生児委託担当 03 (5937) 2313

福祉保健局少子社会対策部育成支援課里親担当 03 (5320) 4135